**令和８年（フ）第２２１号**
愛知県一宮市大和町妙興寺字伊勢田39番地
債務者　三倉由紀子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和８年（フ）第３７３号**
函館市美原４丁目25番７号　グランドメゾン美原　201
債務者　海老子奈々子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
函館地方裁判所

**令和８年（フ）第１３８７号**
さいたま市大宮区三橋１丁目751番地１　アエル大宮三橋106
債務者　佐々木拓己
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１４１２号**
埼玉県川口市戸塚境町28番８号　ベルヴィーユ壱番館206号、旧住所神奈川県横浜市鶴見区上の宮二丁目22番15号　杉本テラスハウス１の２
債務者　小原夕夏理
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１４９５号**
埼玉県新座市大和田五丁目２番22号　ゴールドコースト南103号室
債務者　塩野谷未礼
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１５５１号**
さいたま市岩槻区西町５丁目２番40号　クレセントビレッジＡ205
債務者　小野　和美
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１５７０号**
さいたま市北区本郷町874番地　グランシード本郷Ａ202号室
債務者　中田竜乃介
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１５８８号**
埼玉県川口市戸塚境町３番25号　リアンハイム川口戸塚境町
債務者　小林　和博
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第６４０号**
埼玉県春日部市西金野井1846番地６、旧住所埼玉県春日部市粕壁東５丁目13番30号
債務者　髙橋　実来
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和８年（フ）第６８４４号**
東京都足立区千住元町21－３　田賀谷第三コーポ202
債務者　加藤　哲朗
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第６８７４号**
東京都足立区西新井３丁目１－18－202
債務者　田　　光壽
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第６８７６号**
東京都練馬区桜台６丁目43－９　サンライズカネヨ氷川台Ｂ棟　108
債務者　井口　　明
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第６８９６号**
千葉県市原市椎津195番地１
債務者　深谷　　泰
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第６９２４号**
東京都北区志茂４丁目47－３－205
債務者　品川　美樹
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第６９４８号**
東京都台東区東浅草２丁目20－６　エスペランサ25－105
債務者　柳田　和洋
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第１６４号**
北海道旭川市神楽６条５丁目１番７号　神楽テラスハウス
債務者　藤田　勇祐（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月26日午後１時30分
旭川地方裁判所民事部